

# 「副籍制度」が始まります！

平成19年6月  
武蔵野市教育委員会

この4月から、東京都では、都立特別支援学校（従来の盲・ろう・養護学校）に通う児童・生徒が、居住する地域の公立小・中学校に副次的な籍を置く「副籍制度」が始まりました。

これに伴い、武蔵野市でも、5月末現在、26名の児童・生徒が、市立小・中学校（15校）に「副籍」を置いています。今後、「副籍」のある市立小・中学校と特別支援学校の児童・生徒との間で交流を進めていきます。



## Q1 副籍制度とは？

**副籍制度**とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（「地域指定校」という）に副次的な籍（「副籍」という）をもち、**直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る**制度です。ただし、都立特別支援学校と区市町村立小・中学校の両方に二重に学籍を置くということではありません。

## Q2 どのような交流をするのですか？

交流の内容には、次のようなものがあります。

- すべての児童・生徒が行う交流
  - 学校便りの交換（間接的な交流）
- 児童・生徒の実態等に応じて行う交流
  - 学年便り・学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付（間接的な交流）
  - 作品や手紙等の交換（間接的な交流）
  - 地域情報の提供など（間接的な交流）
  - 学校行事等での交流（直接的な交流）
  - 教科等における交流及び共同学習（直接的な交流）

\* 「直接的な交流」を行うにあたっては、保護者の方が付き添います。



子どもの実態や保護者の希望、地域指定校の状況を踏まえ、在籍校と地域指定校との間で十分に話し合って決めていきますので、**具体的な交流の内容は、一人一人異なります。**

## Q3 副籍を置くことで、どんな効果が期待できるのですか？

都立特別支援学校の児童・生徒、保護者にとって

- ・「副籍制度」による交流を通して、居住する地域の一員としての自覚の芽生えや同世代の子どもたちとのよりよい関係づくりが期待できます。
- ・保護者にとっては、地域との連帯感を一層深めたり、地域のさまざまな情報を得たりすることができます。また、このことにより、必要な支援を得る場や機会が広がることも期待できます。

地域指定校の児童・生徒にとって

- ・障害のある子どもたちと交流することで、特別支援教育や障害に対する正しい理解と認識を深め、同じ社会に生きる人間として、お互いに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができます。